

別表第5（第4条関係）

補助金の種類	(5)出産世帯応援補助金							
<p>○補助の要件</p> <p>特別な事情により市長が認めた場合を除き、令和7年4月1日以降に生まれた児童（以下「対象児童」という。）と同居し、これを養育している下記のいずれかに該当する者</p> <p>ア 出産時に父母ともに35歳以下であった世帯</p> <p>イ 出産時に父母の一方又は双方が36歳以上であった世帯</p> <p>ただし、対象児童の出生に対し、他の地方公共団体が実施するえひめ人口減少対策総合交付金を財源とした同趣旨の補助金の交付決定を受けた場合は、補助対象としない。</p>								
<p>○補助対象経費</p> <p>対象児童の母子健康手帳の発行日（ただし、特別な事情により市長が認めた場合は、市長が別に定める日）から1歳の誕生日の前日（以下「誕生日前日」という。）までの期間に支払った以下の経費（消費税、送料・配達料、設置工事費を含む。）</p>								
区分	補助対象経費	留意事項						
育児用品費用	授乳関連用品（粉ミルク、哺乳瓶、搾乳機、ミルクウォーマー等）、衛生用品（紙おむつ、おしりふき、ベビークリーム等）、外出用品（チャイルドシート、ベビーカー等）、衣類（ベビー服、よだれかけ等）、離乳食関係（離乳食用品、離乳食用ミキサー等）、幼児用玩具・絵本等、その他育児用品として市長が認めるもの	紙おむつは、対象児童が第1子である場合に限り。 中古品を購入した経費、各種ポイント等により支払われた経費は補助対象としない。						
時短家電購入費用	洗濯乾燥機、洗濯機、掃除機、食器洗い洗浄機、調理家電、その他市長が家事の時間短縮の効果を認めるものの購入費用	付属品等の購入費、家電リサイクル料、既存品等の処分・廃棄費用のほか、中古品を購入した経費、各種ポイント等により支払われた経費は補助対象としない。						
省エネ家電購入費用	購入日において、資源エネルギー庁が公開する「省エネ型製品情報サイト」に掲載されている統一省エネラベル2つ星以上のエアコン、冷蔵庫、冷凍庫、照明器具、温水機器、電気便座、テレビの購入費用							
<p>○補助限度額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">補助限度額（対象児童1人当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助の要件アに該当する世帯</td> <td style="text-align: center;">30万円</td> </tr> <tr> <td>補助の要件イに該当する世帯</td> <td style="text-align: center;">20万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※多胎児を出産した場合は、上記に定める補助限度額に対象児童の人数を乗じた額を補助限度額とする。</p>			区分	補助限度額（対象児童1人当たり）	補助の要件アに該当する世帯	30万円	補助の要件イに該当する世帯	20万円
区分	補助限度額（対象児童1人当たり）							
補助の要件アに該当する世帯	30万円							
補助の要件イに該当する世帯	20万円							

※交付申請年度の前年度にこの補助金を受給した場合は、上記に定める補助限度額から既に交付を受けた補助金額を減じた額を補助限度額とする。

○提出書類等

- ①伊予市人口減少対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②出産世帯応援補助金申請明細書
- ③別紙明細書
- ④補助金振込先口座の通帳写し等（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が明記されたもの）
- ⑤対象児童の母子健康手帳の写し（発行自治体、発行日、交付番号及び母子の氏名が分かるもの）
- ⑥対象児童の父母が別居している場合は、別居している者の氏名、生年月日
が分かる住民票の写し
- ⑦対象児童の父母が別居、離別、死別している場合又は対象児童が非嫡出子
の場合は、対象児童の親子関係が分かる戸籍謄本
- ⑧領収書等（インターネット等で商品を購入した場合は、「領収書」等の表
示とともに商品名、購入日、購入金額等が記載されたページの印刷物をも
ってこれに代えることができる。）
- ⑨事業に関するアンケート（出産世帯応援補助金）

○受付期限及び受付方法

受付期限：令和9年3月31日（水曜日）又は対象児童の1歳の誕生日前日のい
ずれか早い日。ただし、誕生日前日が伊予市の休日を定める条例（平成17年
伊予市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる市の休日（以下「市の休日」と
いう。）の場合は、その直前の市の休日でない日を申請期限とする。

受付方法：えひめ電子申請システムによる申請又は下記の申請受付窓口
に提出書類等を持参若しくは郵送すること。

ただし、郵送による申請については、上記受付期間を超えて到着した場
合は受付したものとみなさない。また、市は、郵送中の事故、紛失その他い
かなる事情についても関知しない

○その他留意事項

上記受付期限内に提出した場合であっても、別に市長が定める期限まで
申請者が提出書類の修正等に応じないとき又は申請書に記載の連絡先への通
知に対して返答がないときは、市長は当該申請について不交付の決定をす
ることができる。

えひめ電子申請システムにより申請した場合は、本補助金の関係書類を
整備し、補助金の交付を受けた翌年度から5年間保管しなければならない。

○申請受付窓口・問合せ先

〒799-3193 伊予市米湊820番地 伊予市 企画振興部 地域創生課
電話089-909-6382

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、市の休日を除く。